

一般社団法人 栃木県作業療法士会「事例検討報告会」実施要項

【参加申込資格】

日本作業療法士協会及び栃木県士会の会員であること。（※会費未納者については、受講を認めない。）

【対象者】

1. 現職者共通研修「9. 事例検討」「10. 事例報告」の履修には、現職者共通研修「8. 事例報告と事例研究」を履修済みであることが必須。
2. 現職者共通研修の履修対象者以外の聴講参加は、基礎研修2ポイント対象とならない。

【事例検討報告会における到達目標】

9. 事例検討	10. 事例報告
<ol style="list-style-type: none">1. 作業療法における事例検討の重要性を理解する2. 事例検討に参加する<ol style="list-style-type: none">1) 事例報告の様式を知る2) 事例報告を視聴し、その内容を共有する3) 作業療法の展開が、クライアントの作業および生活を焦点としていることを理解する4) 事例検討について、倫理的配慮を知る	<ol style="list-style-type: none">1. 作業療法における事例報告の重要性を理解する2. 実際に事例検討会等で事例を報告する<ol style="list-style-type: none">1) 事例報告の過程を理解し、発表する2) 事例報告を実施するに当たり、まとめ方、資料作成、発表の仕方を学ぶ3) 事例報告において、倫理的配慮に基づき発表する

(社) 日本作業療法士協会教育部『生涯教育制度 基礎研修制度 現職者共通研修・現職者選択研修運用マニュアル第3.1版』より

【開催日、申込について】

事例応募及び受講希望者は、県士会からの案内又は県士会 HP を確認し申込を行う。

※「9. 事例検討」履修希望の方も、県士会ホームページを確認し事前に申込をお願いいたします。

※ 事例の受付は基本的に応募順ですが、演題数を超えた場合は次回の事例検討報告会での受付となります。

申込・問い合わせ先 : 足利赤十字病院 リハビリテーション技術課 金子祐大

E-mail : jirei@tochi-ot.com

TEL : 0284-21-0121

【発表までの流れ】

1. 「10. 事例報告」の申込をメールで行う。担当者から申込受諾の返事を受ける。

※連絡をした後、一週間以内に返事が無い場合は、申込先に電話(0284-21-0121)で確認する。

2. 発表者は事例報告書(事例報告書作成の手引きを参照)A4-2枚を作成し、担当者に提出する。
3. 提出された事例報告書(A4-2枚)を、複数の査読者(2~3名)が査読を行う。
4. 査読した結果(「発表可」「修正後再度確認が必要」)を担当者より発表者に戻す。

※修正の必要がある場合はコメント添付で戻す。

5. 修正が必要な場合は修正を施し、事例報告書は期日までに担当者に提出する。

【発表(事例報告)形式】

すべて口述発表(発表7分、質疑応答8分)。

原則として、PowerPointにて発表する。必要に応じてビデオ機器等の使用を可能とするが、担当者に事前に問い合わせ確認しておく。PowerPointは15枚以内とする。

なお、発表の際使用するPowerPointのデータは提出期限までに担当者に提出を済ませておく。

【査読者・座長について】

日本作業療法士協会・県士会会員であって、生涯教育制度基礎コースを修了し、5年以上の臨床・教育経験を有している者が行う。

【注意事項】

発表及び抄録の提出については、対象者(症例)の同意を得ているものとする。

上記、各日程については、県士会HPにて報告していく。